

高福第 634 号
平成 29 年 10 月 27 日

社会福祉法人中心会理事長様

神奈川県保健福祉局福祉部長



指導監査の結果について（通知）

平成 29 年 9 月 28 日及び 29 日に、貴法人が設置する施設の運営等について老人福祉法第 18 条第 2 項に基づく実地監査を行った結果、監査当日、口頭で指摘した事項について改善が必要と認められるので、理事会に報告するとともに、所要の改善措置を講じ、適正な運営に努めてください。

今後とも福祉サービスの向上に努めるとともに、施設での支援に当たっては、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の意向、希望等を尊重するなど、人権に配慮した積極的な取組をお願いします。

指導監査実施施設

中心荘第一特別養護老人ホーム

中心荘第二特別養護老人ホーム

えびな北高齢者施設

問合せ先
高齢福祉課福祉施設グループ（監査担当）山田
電話 (045) 210-1111 内線4833
ファクシミリ (045) 210-8874

(参考)

現地において職員が口頭で指摘した事項

(中心荘第一特別養護老人ホーム)

- 1 事故の未然防止策の取組を充実させ、その改善策を職員に周知徹底してください。
- 2 高齢者虐待防止等のための措置を講じてください。

(えびな北高齢者施設)

- 3 事故が発生した際に、市町村への連絡を行っていない事案があったので、適切に対応してください。